離職されたみなさまへ

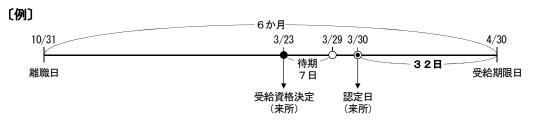
1 特例一時金は次の方に支給されます。

①原則として離職の日以前**1年間に**、被保険者期間(1暦月中に11日以上働いた月を1か月とする)が通算して**6か月以上**あり、②積極的に働こうとする**意思**と、働く**能力**(健康上及び環境上)がありながら、**職業に就くことができない状態**にある場合で、③ハローワークに求職申し込み(受給手続き)をした場合に支給されます。

2 給付を受けられる期間は、離職の日の翌日から6か月間です。

短期雇用特例被保険者であった方が、離職の日の翌日から6か月目の日(受給期限日)までに、ハローワークに来所して求職の申込みをしたうえ、受給資格の決定を受け、さらに、7日間の待期が経過した後において失業の認定を受けた場合に、**基本手当日額の30日分(当分の間40日分)**が特例一時金として支給されます。

ただし、失業の認定日から受給期限日までの日数が30日(当分の間40日)未満であるときは、受給期限日までの日数分しか支給されません。



※ この例の場合、32日分しか支給されません。

3 離職理由によって給付が制限される場合があります。

次のような理由で離職したときは、待期の7日間経過後**3か月の間、特例一時金が支給されません**。これを給付制限といいます。

なお、この期間が過ぎた後の失業の認定日から受給期限日までの日数が 30 日(当分の間40日)未満であるときは、受給期限日までの日数分しか支給されません。

- ① 正当な理由がなく、自分の都合で退職したとき
- ② 自分に責任のある重大な理由により解雇されたとき

[例] 自分の都合で退職した場合



※ この例の場合、認定日から受給期限日までの日数分しか支給されません。

離職理由の判定は、①事業主が主張する離職理由を離職証明書の離職理由欄(⑦欄)により把握した後、離職者が主張する離職理由を離職票—2の離職理由欄(⑦欄)により把握することによって、両者の主張を把握するのみならず、②その際にはそれぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにおいて慎重に行います。

したがって、事業主又は離職者の主張のみで判定するものではありませんので、離職理由を確認できる資料の持参をお願いしております。なお、この他、離職理由の判定に当たっては、必要に応じ、事情を伺わせていただき、確認資料の提示をお願いしております。

裏面もごらんください

4 特例一時金の給付日額の算定には賞与等は含まれません。

特例一時金の給付日額は、原則として毎月きまって支払われる賃金をもとに計算され、賞与臨時の賃金などは含まれません。

5 特例一時金を受けるためには、次の手続きが必要です。

特例一時金を受けようとするときは、ご自身の住所(居所)を管轄するハローワークに求職 の申込みをしたうえ、受給資格の決定を受けてください。

この手続きが遅れますと、受給期限日までの期間(オモテ面の2参照)が短くなり、給付日数が少なくなったり、受給できなくなることがありますので注意してください。

なお、ハローワークで手続きをする際には、次の書類等を必ず持参してください。

受給手続きには個人番号確認書類が必要となります。

① ハローワークカード

交付を受けたことのある方。なお、以前失業等給付を受給したことがある方で「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険受給資格者証 村」(以下「資格者証」といいます。)をお持ちの方は、ハローワークカードに代えて、その資格者証をご持参ください。

② 離職票-1と離職票-2

会社から受け取った離職票の記載内容(氏名、住所、離職理由、賃金、離職年月日等)に誤りがないかをよく確かめて、2枚1組でお持ちください(過去に交付された離職票も、受給資格決定のとき必要な場合がありますので、必ず持参ください。)。

- ③ **写真1枚**(好3cm×312.5cm 程度の顔写真で、最近撮影されたもの。)
- ④ 払渡希望金融機関指定届(離職票-1の様式中にあります。) なお、離職票-1に出力されている金融機関・店舗コード・口座番号を再度使用される場合、 指定届は必要ありません。
- ⑤ 個人番号が確認できるマイナンバーカード・通知カード・個人番号が記載されている住民票 (または住民票記載事項証明書) のうちいずれか。
- ⑥ 住民票・運転免許証・国民健康被保険者証・出稼労働者手帳・マイナンバーカード等の住居 **所・氏名の確認ができるもの**のうちいずれか。

お認定日前に就職する場合は・・・

認定日前(認定日当日を含む) に就職する場合は、事業主の証明を受けた「採用(内定)証明書」を就職の前日までに提出しなければなりません。

7 正しい申告をしましょう。

たった一日のことで受給する権利のすべてを失うことがあります。

〔不正受給をすると〕・就職していながら、認定を受けると……・認定日に働いたことを届出しないと……

〔こんなことに〕

- 不正に受けた特例一時金は直ちに 返還してもらいます。
- 特例一時金以外の給付が受けられ なくなります。
- 悪質なときは不正受給金額の3倍を返還してもらいます。また、詐欺罪として警察に告発することもあります。

・他人の離職票で受給すると……

- 代理人で認定を受けると…………
- 上記の内容のほか、離職票―2のウラ面をよくごらんください。
- くわしいことは最寄りのハローワークでおたずねください。